

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年 8月 5日
【届出者の氏名又は名称】 / 1	ソフトバンク株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区東新橋一丁目 9番 1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目 9番 1号
【電話番号】	03(6889)2000
【事務連絡者氏名】	財務統括 経営企画本部 本部長 上村 穰
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
[届出者の氏名又は名称] / 2	NAVER J.Hub株式会社
[届出者の住所又は所在地]	東京都品川区上大崎二丁目10番44号
[最寄りの連絡場所]	東京都千代田区大手町一丁目 1番 2号 大手門タワー
[電話番号]	03(6250)6200(代表)
[事務連絡者氏名]	弁護士 浅岡 義之
[代理人の氏名又は名称]	該当事項はありません
[代理人の住所又は所在地]	該当事項はありません
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません
[電話番号]	該当事項はありません
[事務連絡者氏名]	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	ソフトバンク株式会社 (東京都港区東新橋一丁目 9番 1号) NAVER J.Hub株式会社 (東京都品川区上大崎二丁目10番44号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。)及びNAVER Corporationの完全子会社であるNAVER J.Hub株式会社(以下「NAVER J.Hub」といいます。)を総称して又は個別にいいます。また、ソフトバンク及びNAVER J.Hubを総称して「公開買付者ら」といいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、LINE株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式、株券等預託証券、新株予約権及び新株予約権付社債に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「日米公開買付け」とは、(i)本公開買付け、並びに、(ii)公開買付者らが、本公開買付けと並行してアメリカ合衆国(以下「米国」といいます。)において、米国居住者が所有する対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び 原株式保管銀行である株式会社みずほ銀行に預託された対象者株式1株の所有権を表章するものとして、預託銀行であるJPモルガン・チェース銀行により米国で登録・発行され、ニューヨーク証券取引所に上場されている米国預託証券の全てを対象として実施する公開買付けを総称していいます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年8月4日付で提出した公開買付届出書につきまして、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けたこと等に伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(3) 許可等の日付及び番号

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第 1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(訂正前)

本公開買付けを含む日米公開買付けによる対象者株券等の取得自体が制限されるものではありませんが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本経営統合に関する一連の取引のうち、対象者はZHD株式公開買付け、汐留ZHD及び対象者は本合併、ソフトバンクは本合併の対価としての対象者株式の取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは対象者株式を取得することができません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。前記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず(同法第49条)、意見聴取を行うに当たっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(前記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされており(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

対象者はZHD株式公開買付け、汐留ZHD及び対象者は本合併、ソフトバンクは本合併の対価としての対象者株式の取得に関して、それぞれ2020年7月14日に公正取引委員会に対して事前届出を行っており、同日受理されています。

したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2020年8月13日の経過をもって満了する予定です。

公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11. その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

本公開買付けを含む日米公開買付けによる対象者株券等の取得自体が制限されるものではありませんが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本経営統合に関する一連の取引のうち、対象者はZHD株式公開買付け、汐留ZHD及び対象者は本合併、ソフトバンクは本合併の対価としての対象者株式の取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは対象者株式を取得することができません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。前記の事前届出が行われた場合、公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず(同法第49条)、意見聴取を行うに当たっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(前記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされており(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

対象者はZHD株式公開買付け、汐留ZHD及び対象者は本合併、ソフトバンクは本合併の対価としての対象者株式の取得に関して、それぞれ2020年7月14日に公正取引委員会に対して事前届出を行っており、同日受理されています。

その後、対象者はZHD株式公開買付け、汐留ZHD及び対象者は本合併、ソフトバンクは本合併の対価としての対象者株式の取得に関して、公正取引委員会から2020年8月4日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」をそれぞれ同日付で受領したため、同日をもって措置期間は終了しております。また、対象者はZHD株式公開買付け、汐留ZHD及び対象者は本合併、ソフトバンクは本合併の対価としての対象者株式の取得に関して、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から21日間に短縮する旨の2020年8月4日付「禁止期間の短縮の通知書」をそれぞれ同日付で受領したため、同日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付(現地時間)	許可等の番号
日本	財務大臣及び事業所管大臣	2020年 5 月25日	JD第222号、JD第223号
		2020年 7 月 3 日	JD第415号、JD第416号、JD第417号
		2020年 7 月10日	JD第462号、JD第463号、LD第17号
米国	米国連邦取引委員会	2020年 7 月 8 日	Premerger Notification Transaction Number: 20201122、20201123
台湾	台湾公平交易委員会	2020年 8 月 1 日	公服字第1091260408号
韓国	韓国公正取引委員会	2020年 5 月12日	企業結合課-1301

(訂正後)

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付(現地時間)	許可等の番号
日本	財務大臣及び事業所管大臣	2020年 5 月25日	JD第222号、JD第223号
		2020年 7 月 3 日	JD第415号、JD第416号、JD第417号
		2020年 7 月10日	JD第462号、JD第463号、LD第17号
日本	公正取引委員会	2020年 8 月 4 日 (<u>排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる</u>)	公経企第543号、公経企第545号、公経企第547号、公経企第549号 (「 <u>排除措置命令を行わない旨の通知書</u> 」の番号) 公経企第544号、公経企第546号、公経企第548号、公経企第550号 (「 <u>禁止期間の短縮の通知書</u> 」の番号)
米国	米国連邦取引委員会	2020年 7 月 8 日	Premerger Notification Transaction Number: 20201122、20201123
台湾	台湾公平交易委員会	2020年 8 月 1 日	公服字第1091260408号
韓国	韓国公正取引委員会	2020年 5 月12日	企業結合課-1301